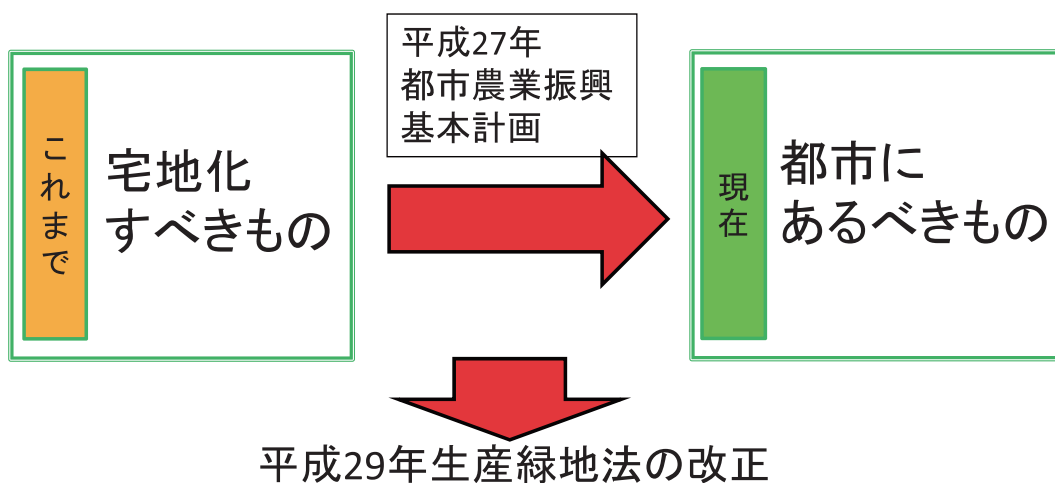


# (1) 報告事項 エ

## 特定生産緑地の指定について

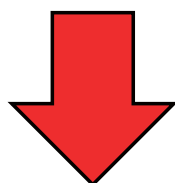
### ■はじめに

#### 都市農地の位置付け



## ■はじめに

- 生産緑地地区の当初告示日(平成4年11月13日)からまもなく30年を迎える生産緑地地区  
⇒所有者等の意向を踏まえ、市が特定生産緑地の指定を行うことが可能となる



- 令和2年4月から指定手事務を開始

## ■特定生産緑地の概要

【特定生産緑地に指定すると】

- ☑固定資産税は引き続き農地評価
- ☑10年間の営農義務
- ☑次世代の方も納税猶予を受けられる

現在の生産緑地地区と同様

## ■ 特定生産緑地の概要

【特定生産緑地に指定されないと】

- ☑ 固定資産税等の負担が増える
- ☑ いつでも買取り申出が可能
- ☑ 次世代の方は納税猶予が受けられない

## ■ 鎌倉市における生産緑地の現況

| 時点                    | 箇所数・面積                  |
|-----------------------|-------------------------|
| 平成4年11月13日<br>(当初告示日) | 箇所数 139箇所<br>面積 約16.9ha |
| 現在                    | 箇所数 136箇所<br>面積 約17.1ha |

初年度は、平成4年に生産緑地指定を行った  
111箇所の所有者に対して指定事務を開始

## ■ 都市計画審議会諮問状況(平成4年指定)

※令和2年11月時点

| 全域    | 指定意向<br>確認済  | 指定しない<br>意向確認済 | 意向<br>未確認    |
|-------|--------------|----------------|--------------|
| 111箇所 | 10箇所<br>(全部) | 1箇所            | 99箇所<br>(全部) |
|       | 1箇所<br>(一部)  |                | 1箇所<br>(一部)  |

## ■ 特定生産緑地の指定要件

◆ 鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱 第3条

- (1) 鎌倉市生産緑地地区指定基準(平成30年7月5日)の1指定の要件及び2指定する農地等並びに鎌倉市生産緑地地区指定基準細目(平成30年7月5日)に掲げる条件に該当していること。

⇒ 生産緑地地区の指定基準に合致しているものであること

- (2) **申出基準日** から起算して2年前の日が属する年度の初日を経過した生産緑地地区であること。

※ 申出基準日(平成4年11月13日当初指定): 令和4年11月13日  
⇒ 令和2年4月1日を経過した生産緑地地区であること

## ■今後のスケジュール(平成4年指定)

